

世界のウチナーンチュを通じた平和啓発シンポジウム開催事業業務委託 企画提案仕様書

1 委託事業名

世界のウチナーンチュを通じた平和啓発シンポジウム開催事業業務委託

2 事業目的

戦後 80 周年の節目を迎え、語り部が減少していく中で、沖縄戦の記憶の風化が叫ばれている。

本事業では、戦前・戦中・戦後に沖縄県から海外へ移民したウチナーンチュが経験した苦難や、海外に移民したウチナーンチュからの支援による沖縄県の復興等をテーマとした基調講演及びパネルディスカッションを行うことで、現代における「沖縄のこころ」を考え、県内外に発信し、戦争記憶を風化させず、ウチナーンチュのアイデンティティを次世代に繋ぐことを目的とする。

3 予算額

委託料 8,869,000 円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）の額。

なお、上限額は、本事業の企画提案における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

4 事業期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日まで

5 事業概要

(1) シンポジウム概要

① 開催場所：県内 1 カ所

② 開催時期：令和 7 年 11 月初旬、中旬頃

③ 参加人数：150 名程度

④ 基調講演：

受託業者提案及び沖縄県が主催する基調講演の 2 部構成とし、以下について、企画提案を行うこと。

- ・ 講演テーマ：多文化共生と平和をテーマとした基調講演

- ・ 講演者：多文化共生をテーマとした講演を行える者を 1 名キャスティング

- ・ 講演時間：30 分程度

⑤ パネルディスカッション

- ・ ディスカッションテーマ：

- ①海外移民から学ぶ平和の尊さ、②これからの平和についての 2 部構成とする

- ・ 登壇者：

- 沖縄の移民史に精通する者、海外沖縄県人会員、国際協力機関関係者、多文化共生事業に関わる者等、テーマにあわせて 4～5 人をキャスティング

- ・ ディスカッション時間：

1 時間程度（内、質疑応答の時間を 15 分程度設けること）

・その他：

参加者から登壇者へ、ディスカッションに関する質疑応答を行う時間を設けること。

⑥ シンポジウムの構成：（全体で 2 時間半～ 3 時間を想定）

- ・基調講演：1 時間程度（受託業者提案：30 分、沖縄県主催：30 分）
- ・パネルディスカッション（1 時間程度）
- ・シンポジウムを円滑に進めるため、ファシリテーターを設けること
- ・その他企画提案

(2) シンポジウム業務内容

① シンポジウムの運営実施

② シンポジウムを行うための設備（マイク、プロジェクター、スクリーン等）を備えた会場の確保

③ 舞台・会場装飾、音響・照明管理、参加者の申し込み・来場者の受付管理

④ シンポジウム実施準備のための総合日程の作成及び県との調整

⑤ 基調講演の講演者との講演内容の調整

⑥ パネルディスカッション登壇者とのディスカッション内容の調整

⑦ シンポジウムの開催周知のための新聞等広告掲載、チラシ・ポスター作成・配布、申込者リスト作成、管理に関する業務

⑧ シンポジウムを撮影し、シンポジウム終了後に映像記録として県に提出

⑨ シンポジウムにおける手話通訳の手配

⑩ その他シンポジウムの企画及び調整等に関すること（講演者及びパネリストの人选、日程調整、交通費及び謝金の支払い）

(3) その他業務

① プレス対応（プレス席及びぶら下がり当取材依頼の際の場所の確保等）

② 事業効果検証のため、シンポジウム来場者へのアンケートを実施し、回答の集計及び取りまとめを行うこと

③ 不可抗力（天災、人災、疫病等）に伴い、シンポジウム等のリアル開催が困難となった場合、オンライン開催等の対応

④ 本シンポジウム開催に係る来場者からの問い合わせ対応

6 業務の実施体制

今回の業務委託に際して、主として本委託事業に従事する正副 2 名以上の担当者を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制を整えること。

7 連絡調整

(1) 事業実施中

受託者は、定期的な調整会議の開催を通して交流推進課に対し委託業務の進捗状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認すること。開催方法について

は、状況に応じてオンライン方式としても差し支えなく、その日程調整及び連絡通知を行うこと。

(2) 事業実施後

事業効果検証のためのアンケートを踏まえ、事業報告書を作成し、提出すること。

8 積算見積

(1) 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(2) 各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。※1円未満の端数については切り捨てるものとする。

(3) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

①直接人件費（事務局職員の人件費）

ア 総括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また、先例の少ない特殊な業務を担当する。

イ 専門員A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。

ウ 専門員B：上司の指導のもとに一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

②直接経費

ア 補助員人件費

イ 旅費

ウ 会場費

エ 謝金

オ 賃借料

カ 消耗品費

キ 印刷製本費

ク 通信運搬費

ケ その他必要経費（※内訳等を明かにすること）

③再委託費

県との取り決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせるために必要な経費。

※当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

（請負契約の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等）

④一般管理費

次の計算式により算出すること。

$(①直接人件費 + ②直接経費 - ③再委託費) \times 10 / 100$ 以内

⑤消費税（10%）

※受託者が消費税の免税事業者である場合、人件費等の自社で発生する経費に関

して消費税は計上しないこと。

9 再委託等の制限

(1) 一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の1/2を越える業務、委託業務に係る統轄的かつ根幹的な業務を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

〈その他、簡易な業務〉

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

(3) 再委託の相手方の制限

暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に本委託業務を委任し、又は請け負わせることはできない。

10 著作権

(1) 成果物の著作権及び使用権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

(2) 本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、委託者に帰属するものとする。

(3) 成果物において、第三者との間で知的財産権に関する紛争等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、事業者が一切の責任と費用においてこれらを処理解決し、沖縄県に影響を与えないものとし、万一、沖縄県に損害が生じた場合は、当該損害を補償するものとする。

11 提案にあたっての留意事項

(1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

(2) 委託事業者は、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するにあたっては、沖縄県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。

(3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算、その他諸事情により変更することがある。

12 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講ずること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取り扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

13 成果物

事業報告書（現物 10 部、電子データ 1 部）※1

ビデオファイル（シンポジウム）※2

※1 事業報告書については、写真を中心とした 10 ページ程度の概要版を作成し、併せて電子データで提出すること。作成の際は、インターネット上で公開しても差し支えないよう予め個人情報や著作権等その他権利関係の許可を得ておくこと（沖縄県のウェブサイトに掲載予定）。

※2 ビデオファイルはシンポジウム終了後、速やかに沖縄県に提出すること。

14 その他

- (1) 本事業を進めるにあたっては、必ず県と協議し行うこと。
- (2) 受託者は県からの要請に応じ、会議等に参加しなければならない。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課と協議すること。
- (4) その他、上記仕様書に示されていない事項については、県と受託者との協議の上取り決めるものとする。